

規制委員会自らが「新基準に違反している」と認めているように
電気ケーブルの不正敷設は原発の安全性を根底から脅かす

直ちに川内1・2号機を停止させ、高浜3・4号機の再稼働準備を中止させ、
他の原発に出したのと同じ調査報告指示を適用せよ

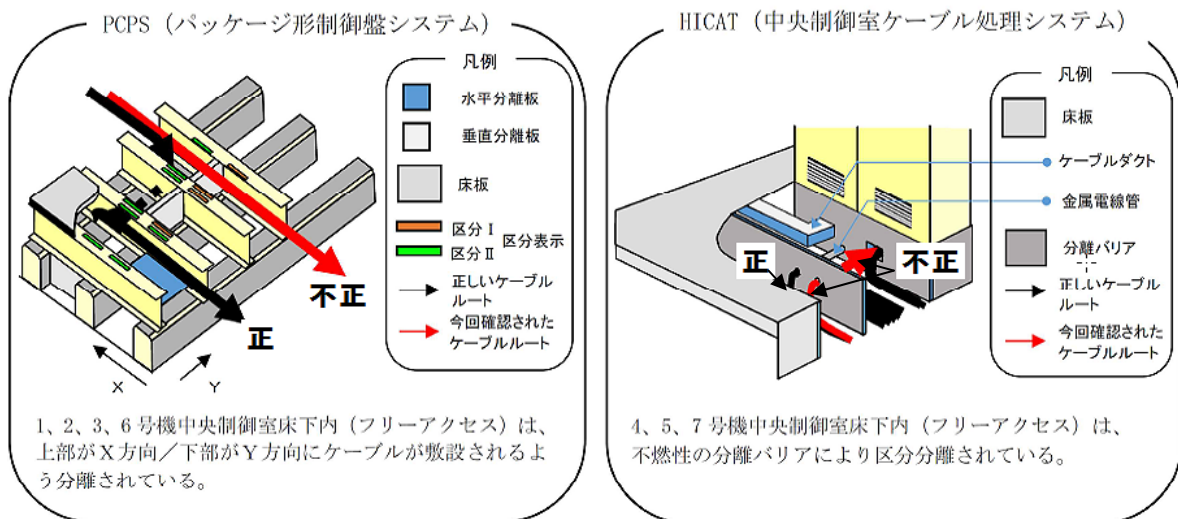
2016年1月14日（1月22日訂正） 美浜の会

柏崎刈羽原発6号機で偶然に発見された電気ケーブルの不正敷設が、原発の安全性に関わる重要問題だとの認識のもと、原子力規制委員会からすべての電気事業者に対して調査報告が求められている。ところが奇妙なことに、現に動いている川内1・2号機と再稼働を目前に控えた高浜3・4号機（3号は1月28日起動予定、4号は2月下旬起動予定）だけは、調査報告を免除されている。その理由・根拠は明らかにされていない。安全性を守るより再稼働を最優先にする規制委の姿勢は断じて許されない。

電気ケーブル不正敷設の疑いや派生的な安全管理上の問題が明らかになっていない以上、直ちに川内1・2号機を停止させ、高浜3・4号機の再稼働準備を中止させて、他の原発に出したのと同じ調査報告の指示を、これら原発にも適用すべきである。

1. 柏崎刈羽6号機で偶然発見された電気ケーブルの不正敷設

この問題の発端は、柏崎刈羽6号機で2015年9月18日に、計測設備電路耐震強化工事の敷設ルート確認のため、中央制御室の床下に入ったことによって電気ケーブルの不正敷設が発見されたことにある。異なる系統の電気ケーブルを分離する分離板が倒れたり、計装・制御ケーブルが異なる区分間を跨いで敷設されており、不適切な状態であったことを東京電力は確認した。同様の不正敷設は、柏崎刈羽1～7号機ばかりか、他のいくつかの原発でも確認されている。



1、2、3、6号機 中央制御室床下構造（概要）

4、5、7号機 中央制御室床下構造（概要）

（2016年1月6日付規制庁資料1^(*)の9頁図に加筆）

(※1) 柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応について（2016年1月6日 原子力規制庁） <http://www.nsr.go.jp/data/000135349.pdf>

柏崎刈羽6号機は7号機とともに、現在新基準適合性審査の過程にある。電気ケーブル問題は火災防護の問題として、この発見の前には2015年8月20日付で東電から規制委員会に報告が出されている。この問題は資料1の「2. 1. 3 火災の影響軽減」、あるいはその参考資料3において、事実確認あるいは確認方針として記述されており、参考資料3では「異なる区分のケーブル等については、・・・分離している」と明記している。それゆえ、もし6号機における偶発の発見がなかったら、東電の上記報告がそのまま通り、安全上の重要問題が隠されたまま運転されるという恐ろしい事態になるところだった。

2. 川内1・2号機と高浜3・4号機の審査書における判断

両原発ともすでに審査書が確定していて運転が許可されているが、電気ケーブルに関する記述はどちらも同じで次のようになっている。

「規制委員会は、申請者による原子炉制御室及び原子炉格納容器内の区画以外に係る火災の影響軽減に係る設計が、火災防護基準の規定に則っており、火災耐久試験により耐火性能を確認した隔壁等により互いに異なる系統を分離した上で、原子炉を安全に停止するために必要な安全機能を有する機器等の系統分離を図ることにより、当該火災区域又は火災区画において火災が発生した場合においても原子炉を安全に停止することができるとしていることを確認した」（Ⅲ-6,5(2) 下線は引用者）。

<http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai79kai/ref1.pdf>（高浜3・4審査書）

また、規制委員会は関西広域連合や福井県原子力安全専門委員会に対して、「影響軽減のため、原子炉停止、冷却等に必要な安全機能の系統分離方針を確認」と説明している。

http://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1427449594.pdf（13頁）

しかし、このような確認に信頼がおけないことは、前記柏崎刈羽6号機の審査過程と偶発の事実が示しているとおりである。だからこそ、実際に不正敷設がないかどうかを詳細に調査する必要があるのだ。

調査の結果、もし不正敷設が見つければ、電気事業者ばかりか審査書を確定した原子力規制委員会の信頼性は一層地に落ちることになる。だからこそ規制委員会はこれら2つの原発の調査報告を免除したに違いない。責任は重大だ。

3. この問題に関する原子力規制委員会の判断と指示

原子力規制委員会は、今年1月6日の委員会で東電の2015年11月30日付報告を取り上げ、規制庁の資料1^(※1)において柏崎刈羽1～7号機の電気ケーブル不正敷設に関する見解を示し、東電及び他の電気事業者に対しても指示を出している（他の事業者の報告締切は3月末）。

柏崎刈羽1～7号機に関する規制庁の判断では、次の重要な3点を指摘している。

- ・安全系ケーブルの区分分離がされていなかったことは技術基準規則等不適合。旧技術基準にも適合しない状態だった。
- ・設計上の要求が実現するプロセスが構築されていなかったことは保安規定違反。
- ・ケーブル敷設だけでなく、その他の工事にも波及している可能性があるため、設備工事に係る品質マネジメントシステムの検証及びその結果に基づく類似事例の調査が必要な問題だ。再発防止策を策定するための根本原因分析が必要だ。

このような要求を東電に対して出すだけでなく、他の全ての電力会社等に対しても規制庁は前

記資料1の8頁で次のように述べている。

「(柏崎刈羽原発では)調達プロセスにおいて既設設備の安全設計に対する影響評価が十分に行われなかったことが要因の一つであり、他の工事においても既存の安全機能に影響を及ぼしている可能性がある。

そのため、別添4のとおり、原子力規制委員会からの指示文書を発出し、他の原子力施設における社内外の調達において同様の問題がないかについて品質マネジメントシステムの検証及び類似事例の調査を行い、確認結果を報告するよう求めることとしたい」。

その「添付4」の指示では、次の重要な内容が記述されている。

- ①東電が示した不正の原因内容は他の原発等設置者にも「共通する可能性があると考えられること」から対応を求めること（前文の記述）。
 - ②まず電気ケーブル敷設に関する不正の有無の調査をすること。安全上の影響について評価し、原因究明と再発防止策の策定を行うこと（ただし、川内1・2号機と高浜3・4号機を除く）。
 - ③柏崎刈羽原発のケーブル不正敷設と同様に、(ケーブル問題とは別に一般に) 原発内の工事により、「安全機能に影響を与えるような工事が行われるおそれのある手順、等になっていないか」品質マネジメントシステムを検証すること（川内1・2号機と高浜3・4号機をも含む）。
- ★この最後の要求は、電気ケーブルの不正の有無にかかわらず行うべき一般的な要求になっていることに注意しよう。

4. 川内1・2号機及び高浜3・4号機の調査免除の理由

上記指示の②で、川内1・2号機と高浜3・4号機を指示の対象から除いた理由は、次のように書かれている（資料1、8頁）。^{(*)2}

「一方、九州電力株式会社川内原子力発電所1号機及び2号機については、新規規制基準適合性審査に係る工事計画認可申請書においてケーブルの分離に係る施工方針が示されており、当該方針どおりに施工されていることを使用前検査において確認を行っている。また、関西電力高浜発電所3号機及び4号機については、当該方針に係る使用前検査を現在実施中である」。九州電力が使用前検査を行ったのは、柏崎刈羽6号機で問題が発覚するより前の話である。そのときはこのような不正の有無に関する問題意識なしの調査であった。建設当初から見逃されてきたような問題が、問題意識なしの調査でみつかるとはならない。高浜原発については「実施中である」のなら、なぜ調査対象に加えないのだろうか。さらに、仮に不正がないとしても、上記のように一般的な品質マネジメントシステムの妥当性まで調査するよう指示しているのだから、これら2つの原発を除外する理由とはならないことは明らかである。いずれにしても、川内原発1・2号と高浜原発3・4のケーブル不正敷設はブラックボックスとなっている。

5. 結論

電気ケーブルの不正敷設は原発の安全性を根底から脅かす問題であり、さらに一般的な品質マネジメントシステムに関わる問題であることを規制委は認めている。直ちに川内1・2号を停止させ、高浜3・4号の再稼働準備を中止させて、他の原発に対して発出した指示をこれら原発にも適用すべきである。

^{(*)2} 1月14日付で公表した本文書では「上記指示は、川内1・2号機と高浜3・4号機を除く他の原発等について出されている」としていましたが、上記指示の③は、川内1・2号機と高浜3・4号機にも出されているため、訂正しました(2016.1.22)。